

【料金表】

令和6年4月1日現在

訪問介護料金表

サービス内容略称	提供回数	(単位数)	1ヶ月利用料 (円)			
			10割	利用者負担割合 1割	利用者負担割合 2割	利用者負担割合 3割
身体介護01	身体介護が中心20分未満	163	1,858	186	372	557
身体介護1	身体介護が中心20分以上30分未満	244	2,782	278	556	834
身体1生活1	身体介護が中心20分以上30分未満に引き続き生活援助20分以上45分未満行った場合	309	3,523	352	705	1,057
身体1生活2	身体介護が中心20分以上30分未満に引き続き生活援助45分以上70分未満行った場合	374	4,264	426	853	1,279
身体1生活3	身体介護が中心20分以上30分未満に引き続き生活援助70分以上行った場合	439	5,005	500	1,001	1,501
身体介護2	身体介護が中心30分以上1時間未満	387	4,412	441	882	1,324
身体2生活1	身体介護が中心30分以上1時間未満に引き続き生活援助20分以上45分未満行った場合	452	5,153	515	1,031	1,546
身体2生活2	身体介護が中心30分以上1時間未満に引き続き生活援助45分以上70分未満行った場合	517	5,894	589	1,179	1,768
身体2生活3	身体介護が中心30分以上1時間未満に引き続き生活援助70分以上行った場合	582	6,635	663	1,327	1,990
身体介護3	身体介護が中心1時間以上1時間半未満	567	6,464	646	1,293	1,939
身体3生活1	身体介護が中心1時間以上1時間半未満に引き続き生活援助20分以上45分未満行った場合	632	7,205	720	1,441	2,161
身体3生活2	身体介護が中心1時間以上1時間半未満に引き続き生活援助45分以上70分未満行った場合	697	7,946	795	1,589	2,384
身体3生活3	身体介護が中心1時間以上1時間半未満に引き続き生活援助70分以上行った場合	762	8,687	869	1,737	2,606
身体介護が所要時間1時間半以上の場合は567単位に所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数 身体介護に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が20分から起算して25分を増すごとに65単位を加算した単位数						
生活援助2	20分以上45分未満	179	2,041	204	408	612
生活援助3	45分以上	220	2,508	251	502	752

- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増
- * 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数の200%増

訪問介護 加算料金表

加算内容		(単位数)	1ヶ月利用料 (円)			
			10割	利用者負担割合 1割	利用者負担割合 2割	利用者負担割合 3割
初回加算	1月につき	+200	2,280	228	456	684
緊急時 訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140	114	228	342
口腔連携強化加算	月1回程度	+50	570	57	114	171
生活機能 向上連携加算(I)	1月につき	+100	1,140	114	228	342
生活機能 向上連携加算(II)	1月につき	+200	2,280	228	456	684

2024年4月5日	介護職員 処遇改善加算 (I)	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす 対象事業所 加算率 I :13.7%	介護職員処遇改善加算料金の計算方法 加算総額A=介護報酬総単位数×0.137(加算率)×11.4(地域単位数) 1割負担の方=A-(A×0.9) 2割負担の方=A-(A×0.8) 3割負担の方=A-(A×0.7)			
	介護職員等 特定処遇改善 加算 (II)	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす 対象事業所 加算率 II :4.2%	介護職員特定処遇改善加算料金の計算方法 加算総額B=介護報酬総単位数×0.042(加算率)×11.4(地域単位数) 1割負担の方=B-(B×0.9) 2割負担の方=B-(B×0.8) 3割負担の方=B-(B×0.7)			
	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	処遇改善加算を取得している事業所 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等の ベースアップ等に使用すること 加算率 :2.4%	介護職員等ベースアップ等支援加算料金の計算方法 加算総額C=介護報酬総単位数×0.024(加算率)×11.4(地域単位数) 1割負担の方=C-(C×0.9) 2割負担の方=C-(C×0.8) 3割負担の方=C-(C×0.7)			
2024年6月5日	※ 介護職員等 処遇改善加算 (II)	要件をすべて満たす対象事業所 加算率 II :22.4%	介護職員処遇改善加算料金の計算方法 加算総額A=介護報酬総単位数×0.224(加算率)×11.4(地域単位数) 1割負担の方=A-(A×0.9) 2割負担の方=A-(A×0.8) 3割負担の方=A-(A×0.7)			

- ①初回加算は、初めて訪問介護を利用する場合。要支援者が要介護の認定を受けて利用する場合。過去に二ヶ月、当訪問介護事業所からのサービスを利用していなかった場合。
 - ②お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。
- ※2024年6月から処遇改善加算を一本化し加算率が引き上げされることになりました。弊社は介護職員等処遇改善加算(II)を算定します

【料金表】

令和6年4月1日現在

介護予防・日常生活支援総合事業 料金表

	サービス内容	提供回数	(単位数)	利用料 (円)			
				10割	利用者負担割合 1割	利用者負担割合 2割	利用者負担割合 3割
世田谷区	訪問型 独自サービス11	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	1,176	13,406	1,341	2,681	4,022
	訪問型 独自サービス12	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	2,349	26,779	2,678	5,356	8,034
	訪問型 独自サービス13	(Ⅱ)を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3,727	42,488	4,249	8,498	12,746
世田谷区	・生活援助サービス週1 ・生活援助サービス週2	・週1回程度利用が必要な場合 (要支援1・2、事業対象者)月5回まで ・週2回程度利用が必要な場合 (要支援1・2、事業対象者)月10回まで	1回 226	2,576	258	515	773

介護予防・日常生活支援総合事業 加算料金表

	加算内容	(単位数)	1ヶ月利用料 (円)				
			10割	利用者負担割合 1割	利用者負担割合 2割	利用者負担割合 3割	
	初回加算	1月につき	+200	2,280	228	456	684
	口腔連携強化加算	月1回程度	+50	570	57	114	171
	生活機能 向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	+100	1,140	114	228	342
	生活機能 向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	+200	2,280	228	456	684
2024年4月5月	介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	キャリアパス要件及び定量的要件を すべて満たす対象事業所 加算率 Ⅰ :13.7%	介護職員処遇改善加算料金の計算方法 加算総額A=介護報酬総単位数×0.137(加算率)×11.4(地域単位単価) 1割負担の方=A-(A×0.9) 2割負担の方=A-(A×0.8) 3割負担の方=A-(A×0.7)				
	介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅱ)	要件をすべて満たす対象事業所 加算率 Ⅱ :4.2%	介護職員特定処遇改善加算料金の計算方法 加算総額B=介護報酬総単位数×0.042(加算率)×11.4(地域単位単価) 1割負担の方=B-(B×0.9) 2割負担の方=B-(B×0.8) 3割負担の方=B-(B×0.7)				
	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	処遇改善加算を取得している事業所 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は 介護職員等のベースアップ等に使用すること 加算率 :2.4%	介護職員等ベースアップ等支援加算料金の計算方法 加算総額C=介護報酬総単位数×0.024(加算率)×11.4(地域単位単価) 1割負担の方=C-(C×0.9) 2割負担の方=C-(C×0.8) 3割負担の方=C-(C×0.7)				
2024年6月5月	※ 介護職員等 処遇改善加算 (Ⅱ)	要件をすべて満たす対象事業所 加算率 Ⅱ :22.4%	介護職員処遇改善加算料金の計算方法 加算総額A=介護報酬総単位数×0.224(加算率)×11.4(地域単位単価) 1割負担の方=A-(A×0.9) 2割負担の方=A-(A×0.8) 3割負担の方=A-(A×0.7)				

①初回加算は、初めて介護予防訪問介護を利用する場合。要介護者が要支援の認定を受けて利用する場合。

過去に二ヶ月、当介護予防訪問介護事業所からのサービスを利用していなかった場合。

②お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※2024年6月から処遇改善加算を一本化し加算率が引き上げされることになりました。弊社は介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定します